



地域ぐるみで明るい社会を目指して

第76回社会を明るくする運動啓発セレモニー

住民税務課 ☎ 43-9020



内閣総理大臣のメッセージを読み上げる塩見保護司

7月を強調月間として、犯罪や非行の防止、更生保護への理解を深め、明るい地域社会を築くことを目的とした「社会を明るくする運動」が全国で展開され、今年で76回目を迎えました。与謝野町では7月4日、役場各庁舎前でセレモニーと街頭啓発を実施し、与謝野町青少年育成会と連携して、地域ぐるみで犯罪や非行のない社会づくりを呼びかけました。

宮津与謝地区保護司会会長の伊藤浩照さんはあいさつで、「犯罪をした人も刑

ご相談ください

宮津与謝地区保護司会では、更生保護サポートセンター（中央公民館2階／☎ 45-9550）犯罪や非行防止・更生保護に関する相談を受付けています。

【日時】 毎週月曜日・水曜日・金曜日
午前10時～午後3時

私有地から道路にはみ出した樹木などの適切な管理をお願いします

建設課 ☎ 43-9014

私有地の樹木や生け垣などが車道や歩道へ張り出している、自動車や歩行者の通行の妨げになるほか、道路標識やカーブミラーが見えにくくなるなど、交通事故の原因となるおそれがあります。

管理責任を問われることも

張り出した樹木などが原因で事故が発生した場合は、土地所有者（管理者）が責任を問われることがあります。

また、町道の安全管理上、緊急に対応が必要な場合は、道路管理者である町がやむを得ず樹木な

セルフチェック

- 枝や葉が車道・歩道にはみ出している
- 樹木が見通しを悪くしている
- 標識やカーブミラーを隠している
- 降雨や降雪などで、枯れ枝などが道路へ落下するおそれがある

▼道路建築境界

道路法第30条および道路構造令第12条では、道路上の安全な通行を確保するため、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲内に障害となるものを置いてはならないとしています。これを「建築限界」といいます。

道を伐採することがあります。その際は、伐採などに要した費用を土地所有者（管理者）に負担していただく場合がありますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。



佐賀町長から諮問書を受け取る宇野会長（右）

下水道事業等の持続可能な運営を目指して

「上下水道審議会」へ
使用料の改定について諮問しました

上下水道課 ☎ 43-9031

諮問の背景と目的

与謝野町では、将来にわたり安心・安全な下水道・農業集落排水サービスを維持していくため、7月1日、上下水道審議会条例に基づき、同審議会（宇野賢一会長）に対して「下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の改定」について諮問を行いました。

現在の下水道事業・農業集落排水事業は、毎年8億円を超える一般会計からの補助金などによって経営を維持しています。本来、営企業は、使用者の皆さんからいただく使用料で事業運営を行う「独立採算」が原則です。しかし、使用料の水準指標とされる「経費回収率」が適正とされる100%を大きく下回り、汚水処理にかかる費用を使用料で回収できない状況が続いており、経営の持続性が大きな課題となっております。

令和2年度の答申では、下水道使用料を宮津湾流域下水道維持管理負担金の水準とすることが示され、段階的な改定の第1段階とし

今後の予定

1. 審議会で審議
2. 審議会から町へ答申
3. 答申内容をもとに町で改定内容を検討
4. 町議会での審議・決定（予定）

※審議会での議論の内容は、町ホームページなどで公開する予定です。今後の情報にご注目ください。

審議のポイント

今回の諮問では、将来にわたって下水道・農業集落排水サービスを継続できるよう、3つの視点から慎重な審議をお願いしています。

1. 事業運営の健全化
独立採算の原則に則った経営のあり方。
2. 適切な使用料の検討
維持管理・更新などに必要な費用を確保するための適正な料金水準。
3. 受益者負担の適正化
住民の皆さんの負担と、一般会計からの補助金などのバランス。